

# IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(減損)

	日本基準	IFRS
減損の認識と測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合、減損を認識</li> <li>・測定は、回収可能価額(正味売却価額と使用価値{見積将来キャッシュ・フローの現在価値}のいずれか高い金額)が帳簿価額を下回る額《2ステップ方式》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収可能価額(処分コスト控除後の公正価値と使用価値(見積将来キャッシュ・フローの現在価値))のいずれか高い金額)が、帳簿価額を下回る場合《1ステップ方式》</li> </ul>
将来キャッシュ・フローの見積り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減損損失の認識の判定においては、資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い年数</li> <li>・使用価値の算定においては、経済的使用年数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の残存使用年数にわたり見積る</li> <li>・予算に基づく見積りは、最長5年まで</li> <li>・それを超える見積りは、一定の又は遞減する成長率を使用し、直近予算のキャッシュ・フロー予測を推測延長して見積る</li> </ul>
減損損失の戻入れ	不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減損の原因となった事象が解消された場合、過年度に減損損失が認識されなかった場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を限度として戻入れ</li> <li>・のれんについては、戻入れ不可</li> </ul>